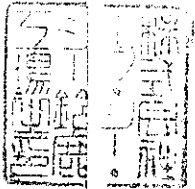


大規模災害時における施設の一時使用に
関する協定書



平成25年7月5日



鈴 鹿 市

株式会社エフ・シー・シー

御 薊 町 自 治 会

徳 田 町 自 治 会

大規模災害時における施設の一時使用に関する協定書

鈴鹿市内で大規模災害・事件・事故が発生し、又は発生するおそれがある場合において、鈴鹿市（以下「甲」という。）と株式会社エフ・シー・シー（以下「乙」という。）と御園町自治会・徳田町自治会（以下「丙」という。）は、甲又は丙から乙に対する協力要請に基づいて、丙への支援協力を行うことについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模災害発生時において、乙の所有する施設の一部を甲の避難地として一時使用する場合における必要な事項を定めるものとする。

（対象とする災害）

第2条 この協定の対象とする大規模災害等とは、救急救助活動が必要となる次の各号に掲げるものとする。

- （1）大規模地震災害
- （2）大規模風水害
- （3）大規模火災
- （4）大規模事件・事故
- （5）前各号に準じる大規模な災害及び政府より激甚災害もしくは局地激甚災害に指定された災害

（避難施設）

第3条 甲は、次に掲げる施設を避難地として指定し、その旨を地域防災計画等で公表するものとする。

名称 株式会社エフ・シー・シー 鈴鹿工場内の施設の一部（乙の指定場所）
位置 三重県鈴鹿市御園町字桜台5421番地

（協力要請）

第4条 甲又は丙は、大規模災害等が発生した場合において、乙に対し、前条で掲げる施設の一部を避難地として使用することを要請することができる。

2 乙は、前項に掲げる要請を受けたときは、施設の一部を避難地として一時使用させるものとする。

3 甲及び丙は、乙の自衛防災活動及び事業運営を阻害しない範囲で使用する。

(情報収集)

第5条 甲は、当該避難地を使用した場合、できる限りその情報収集に努めるものとするが、場合によっては、乙・丙の協力を得るものとする。

(費用の負担)

第6条 乙が協定に基づく協力により要した人道的支援費用は、乙の負担とする。

2 丙及び丙の住民が要望して受けた援助・サービス・物資は本人及び丙が連帯して負担する。(実費弁償を原則とする)

3 乙が当該避難地を甲に使用させたことに関し発生した損害のために生じた費用は、その損害が甲の責めに帰する事由による場合においては甲が負担するものとし、乙は、復旧が完了した後、これを甲に請求するものとする。

(変更及び廃止)

第7条 乙は、当該避難地の名称若しくは位置を変更し、又は閉鎖時等、避難地としての機能を廃止したときは、速やかにその旨を甲及び丙に通知しなければならない。

2 甲及び丙は、前項の規定により当該避難地の変更又は廃止の通知を受けたときは、当該避難地に変わる避難地の協議とその経緯を住民に周知するものとする。

(協議)

第8条 この協定に定める事項を円滑に推進するため、甲乙丙は、定期的に協議を行うものとする。

(有効期限)

第9条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の1ヶ月前までに甲又は乙から何らの意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

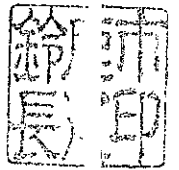
(雑則)

第10条 この協定の定めのない事項については、甲乙丙協議の上、別に定める。

この協定の成立を証するため、本書4通を作成し、甲乙丙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成25年7月5日

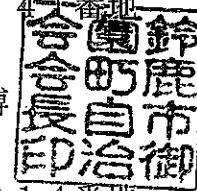
甲 三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号
鈴鹿市
鈴鹿市長 末松 則子



乙 三重県鈴鹿市御園町字桜台5-4-2番地
株式会社 エフ・シー・鈴鹿工場
工場長 上田 義晃



丙 1 三重県鈴鹿市御園町274番地
御園町自治会
自治会長 市川 信博



2 三重県鈴鹿市徳田町1214番地
徳田町自治会
自治会長 林 千尋

